

二輪タンデム自転車

二人乗りで道路を走れます!!

※平成 30 年 4 月 1 日、千葉県道路交通法施行細則一部改正

二輪タンデム自転車とは



2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車です。

変更点は



【改正前】

【改正後】

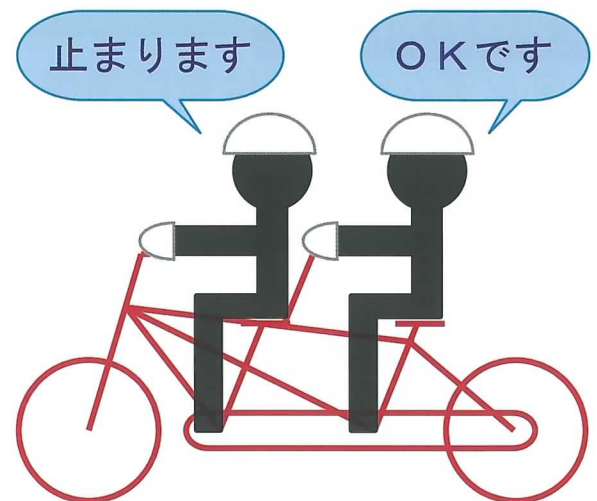
今まで、千葉県内の道路では二輪タンデム自転車に一人だけでしか走れませんでした。改正後は二人乗りで走れます。

特徴は

- ① 視覚障害者や脚力が弱い人でも後席に乗車して楽しむことができます。
- ② ペダルが連動している車種がほとんどで、乗員同士の協力が必要です（発進、停止、右左折等）。
- ③ ハンドルとブレーキ操作は前席の運転者が行います。
- ④ 発進時や横風により不安定になりやすいので注意が必要です。
- ⑤ 二人でこぐため、速度は出やすいですが、ホイールベースが長いため、小回りが利きません。

注意点は

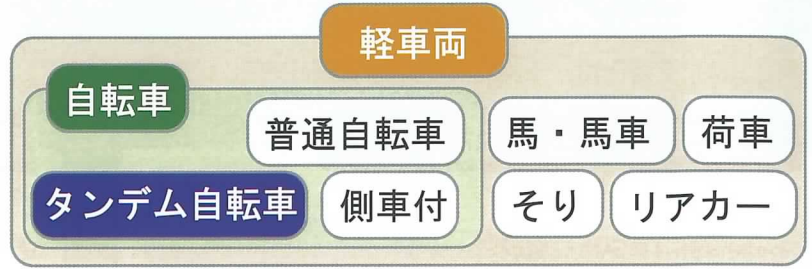
- ① **走る前に練習しましょう。**
安全な場所で十分練習をしてから道路を走るようにしましょう。
- ② **乗員同士でコミュニケーションを取りましょう。**
ペダルが連動しており、ハンドルとブレーキ操作は前席の運転者が行うので、後席の乗員が把握するためにも声を掛け合って発進、停止、右左折等しましょう。
- ③ **ヘルメットをかぶる、手袋をする等、安全対策しましょう。**



交通法規上の注意

車両区分

タンデム自転車は軽車両の中の自転車です。
※普通自転車ではありません。



通行場所

タンデム自転車は車道の左側を走ります。歩道は**走れません**。

道路左側の路側帯は走れます（歩行者用路側帯は除く）。

歩道に「自転車及び歩行者専用」標識が設置されていても**走れません**。この「自転車」は「普通自転車」のことです。タンデム自転車は対象ではありません。



※タンデム自転車は対象外



「自転車を除く」の補助標識

「自転車を除く」の補助標識が設置されていても、タンデム自転車は対象ではないので**走れません**。

この「自転車」は「普通自転車」のことです。



※タンデム自転車は対象外

交差点の通行方法

タンデム自転車は車両用信号機に従って横断します。

歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用信号機」の標示があるときは、その信号に従わなければなりません。

自転車横断帯のある場所では、その自転車横断帯を使って横断しなければなりません。

